

浦添市公告第252号

放置自動車の撤去命令について

浦添市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第11条第3項及び同条例施行規則第6条の規定により、下記の放置自動車について撤去命令を公告する。

令和5年8月18日

浦添市長 松本 哲治



記

1. 放置場所 浦添市経塚549、551-2番地 付近
車両番号 沖縄 501 む 37-58
車 名 トヨタ
2. 命令年月日 令和5年8月18日
履行期限 令和6年2月18日
3. 浦添南第一土地区画整理事業において工事の支障になっているため
4. 撤去命令後、履行期限を経過してもなお撤去しない場合は浦添市が撤去・処理しこれらに要した費用を徴収します。